

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 9 号に規定する囲い刺し網漁業（囲い刺し網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 7 年（2025 年）5 月 19 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
囲い刺し網 漁業	囲い刺し網 漁業	火共第 1 号共同 漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	4 隻	1 宇城市不知火町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網 漁業	囲い刺し網 漁業	火共第 1 号共同 漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	3 隻	1 八代郡氷川町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網 漁業	囲い刺し網 漁業	火共第 1 号共同 漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	3 隻	1 八代市鏡町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網 漁業	囲い刺し網 漁業	火共第 1 号共同 漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 八代市昭和同仁町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
囲い刺し網 漁業	囲い刺し網 漁業	火共第 2 号共同 漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	8 隻	1 八代市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網 漁業	囲い刺し網 漁業	別記 1 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	4 隻	1 葦北郡芦北町、八代市緑町 に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網 漁業	囲い刺し網 漁業	別記 2 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 葦北郡津奈木町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網 漁業	囲い刺し網 漁業	火共第 4 号、同 第 5 号及び同第 7 号共同漁業権 漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	14 隻	1 水俣市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年 (2025 年) 5 月 19 日から令和 7 年 (2025 年) 6 月 13 日まで

### 3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、令和7年(2025年)7月1日から令和10年(2028年)6月30日までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
  - ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
  - イ 同時に使用する網具の全長は、350メートルを超えてはならない。
  - ウ 網目の大きさは、5センチメートル以上でなければならない。
  - エ 網丈は、15メートルを超えてはならない。
- (3) この公示に係る共同漁業権は令和5年(2023年)9月1日に免許されたものとする。

#### 別記1

操業区域(火共第3号共同漁業権漁場内 田浦地先)

甲、イ、ロ、ハ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 甲 八代市二見洲口町と葦北郡芦北町との境界「さいづつの鼻」突端
- 乙 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界
- イ 甲から上天草市姫戸町雨竜岬突端を見通した線上、甲から2,727メートルのところ
- ロ 芦北町沖合柴島北西端
- ハ 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界沖合白神瀬北西端

#### 別記2

操業区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ及びルを順次に結んだ線並びにオとワを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 甲 芦北町松ヶ鼻(芦北町と津奈木町との境界より東へ一三〇メートル)
- 乙 芦北町木島南端
- 丙 津奈木町沖の島西端
- 丁 津奈木町犬瀬崎北西端
- 戊 水俣市西湯の児岬突端

- イ 芦北町と津奈木町との境界福浦川尻中央点
- ロ 甲から真方位三五一度二〇分三五四メートルのところ
- ハ 甲から真方位三五一度二〇分一五九〇メートルのところ
- ニ 乙から真方位一八〇度一八一メートルのところ
- ホ 丙から真方位〇度一八一メートルのところ
- へ 丙から真方位三三〇度二〇〇メートルのところ
- ト 丙と白神瀬頂点を見通した線から丙を基点として右へ二三五度六分五四五メートルのところ
- チ 丁と戊を見通した線から丁を基点として右へ七二度四七分二〇九〇メートルのところ
- リ 丁から戊を見通した線上、丁から八〇〇メートルのところ
- ヌ ルから丁を見通した線とチからリを見通した線の延長とが交わるところ
- ル 水俣市湯の児中島頂点
- オ 水俣市湯の児観月橋北東端取付部
- ワ 水俣市湯の児観月橋南東端取付部